

応じて臨時大会を開くことができる。

- 3 青年局大会は、大会構成員の過半数で成立し、議事は出席者の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 青年局大会の議長は、そのつど選任する。
- 5 青年局大会においては、次の事項を審議する。
 - 1) 青年局活動方針
 - 2) 宣言及び決議
 - 3) 役員承認
 - 4) 規約の設定・変更・廃止の承認
 - 5) その他
- 6 青年局大会を開催する暇なき時は、青年部・局長会をもって大会に代えることができる。但し、次の大会に報告しなければならない。

(青年部・局長会)

第10条 青年部・局長会は本青年局役員及び各支部青年部・局長で構成し、青年局の運営及び活動などに関する重要事項を審議する。

- 2 青年部・局長会は青年局長が召集し、議長はそのつど選任する。
- 3 青年部・局長会は、過半数の出席で成立し、議決は出席者の過半数の同意で決定する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(役員会)

第11条 本青年局の、役員会構成は次記のとおりとする。

- 1) 局長
 - 2) 局長代理及び次長
 - 3) 幹事長及び副幹事長
 - 4) ブロック常任幹事、常任幹事及び幹事
 - 5) 監査役
 - 6) 必要に応じ局長が指名する者
- 2 役員会は、青年局長が召集し、青年局長が議長として会議を運営する。
 - 3 役員会は、青年局の運営全般について協議し方針等を決定する。

(五役会)

第12条 本青年局の、五役会構成は次記のとおりとする。

- 1) 局長
- 2) 局長代理
- 3) 次長
- 4) 幹事長
- 5) 副幹事長
- 6) 必要に応じ局長が指名する者